

「行政手続における特定の個人を識別するための  
番号の利用等に関する法律案」関係資料

- マイナンバー法により、より公平な社会保障制度の基盤となる「**社会保障・税番号制度**」を導入する。
- これにより、国民の給付と負担の公平性、明確性を確保するとともに、国民の利便性の更なる向上を図ることが可能となるほか、行政の効率化・スリム化に資する効果が期待できる。

## 個人番号(マイナンバー)

- 市町村長は、法定受託事務として、**住民票コードを交換して得られるマイナンバー**を定め、書面により本人に通知。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更可。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。
- **マイナンバーの利用範囲を法律に規定**。具体的には、①国・地方の機関での社会保障分野の事務、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に係る事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者を含む。）が事務処理上必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。
- マイナンバー法に規定する場合を除き、**他人にマイナンバーの提供を求めることは禁止**。本人からマイナンバーの提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の**本人確認を行う必要**。

## 個人情報保護

- マイナンバー法の規定によるものを除き、**特定個人情報（マイナンバー付きの個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止**。
- **特定個人情報の提供は原則禁止**。ただし、行政機関等は**情報提供ネットワークシステムでの情報提供**などマイナンバー法に規定するものに限り可能。
- 情報提供ネットワークシステムでの情報提供を行う際の連携キーとしてマイナンバーを用いないなど、個人情報の一元管理ができない仕組みを構築。
- 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み（**マイ・ポータル**）の提供、**特定個人情報保護評価**の実施、**個人番号情報保護委員会**の設置、**罰則**の強化など、十分な個人情報保護策を講じる。

## 法人番号

- 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知。法人番号は原則公表。民間での自由な利用も可。

## 個人番号カード

- 市町村長は、住民からの申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付。

# マイナンバーの主な利用範囲

⇒ 社会保障、税、防災分野等の事務で利用

## 年金分野

⇒ 年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。

- 国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
- 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務
- 確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
- 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務

等

## 労働分野

⇒ 雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。

- 雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
- 労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務

等

## 福祉・医療・その他分野

⇒ 医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
- 障害者自立支援法による自立支援給付の支給に関する事務
- 特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務
- 生活保護法による保護の決定、実施に関する事務
- 介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
- 公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務

等

## 税分野

⇒ 国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。

## 防災分野

⇒ 被災者生活再建支援金の支給に関する事務その他地方公共団体の条例で定める事務等に利用。

2012年

2013年

2014年

2015年

2016年

制度構築

マイナンバー法案提出  
マイナンバー法整備法案提出

法案成立

政省令

番号通知

個人番号カードの交付

医療等の分野の機微性の高い個人情報について特段の措置を検討

特別法案提出

法案成立

政省令

順次、マイナンバーの利用開始

【2015年1月から利用する手続のイメージ】

- 社会保障分野
  - ・年金に関する相談・照会
- 税分野
  - ・申告書・法定調書等への記載
- 防災分野
  - ・要援護者リストへのマイナンバー記載

※ただし、事前に条例の手当てが必要

委員国会同意

個人番号情報保護委員会設置

委員国会同意

委員国会同意

情報保護評価ガイドライン作成  
(情報保護評価SWG)

特定個人情報保護評価の実施・承認等

情報提供ネットワークシステム等の監査

情報提供ネットワークシステム、マイ・ポータルの運用開始

2016年1月より、国の機関間の連携から開始し、2016年7月を目途に地方公共団体との連携についても開始

システム要件定義

実証事業

工程管理支援業務

システム構築

基本設計 → 詳細設計 → プログラム設計、単体テスト → 総合運用テスト

センター・バックアップセンター構築

国民対話

47都道府県  
リレーシンポジウム

番号制度の国民広報

## 社会保障・税番号大綱（抄） （平成23年6月30日 政府与党社会保障改革検討本部決定）

### 第4 情報の機微性に応じた特段の措置

社会保障分野、特に医療分野等において取り扱われる情報には、個人の生命・身体・健康等に関わる情報をはじめ、特に機微性の高い情報が含まれていることから、個人情報保護法成立の際、特に個人情報の漏洩が深刻なプライバシー侵害につながる危険性があるとして医療分野等の個別法を検討することが衆参両院で付帯決議されている。

今般、番号制度の導入に当たり、番号法において「番号」に係る個人情報の取扱いについて、個人情報保護法より厳格な取扱いを求めることから、医療分野等において番号制度の利便性を高め国民に安心して活用してもらうため、医療分野等の特に機微性の高い医療情報等の取扱いに関し、個人情報保護法又は番号法の特別法として、その機微性や情報の特性に配慮した特段の措置を定める法制を番号法と併せて整備する。なお、法案の作成は、社会保障分野サブワーキンググループでの議論を踏まえ、内閣官房と連携しつつ、厚生労働省において行う。

## 今回のマイナンバー法案の対象としているもの

### 【所得証明書等の添付が省略される手続の例】

- ・高額療養費等の決定、高額医療・高額介護合算制度に関する手続

### 【異なる制度間で給付調整等をより確実に行うことができる手続の例】

- ・高額医療・高額介護合算制度における保険者等の関係機関間での給付状況の把握
- ・傷病手当金の支給申請者に関する障害厚生年金等の給付状況の確認

## 医療等分野における個別法の検討を踏まえ今後検討を行うもの（「社会保障・税番号大綱」より抜粋）

### 【医療機関における保険資格の確認】

医療機関におけるオンラインでの医療保険資格の確認により、レセプトへの資格情報の転記ミスや保険者の異動情報が確認できないこと等により生じている医療費の過誤調整事務の軽減。

### 【医療・介護等のサービスの質の向上等に資するもの】

- ① 転居した場合であっても、継続的に健診情報・予防接種履歴が確認できるようになる。
- ② 行政機関において、乳幼児健診履歴等について、継続的に把握できるようになり、児童虐待等の早期発見に資する。
- ③ 難病等の医学研究等において、継続的で正しいデータの蓄積が可能となる。
- ④ 地域がん登録等において患者の予後の追跡が容易となる。
- ⑤ 介護保険の被保険者が市町村を異動した場合において異動元での認定状況、介護情報の閲覧が可能となる。
- ⑥ 医療機関と行政機関等との情報連携を進めることにより、各種行政手続等において本人に求めている診断書の添付が不要となる。
- ⑦ 保険証機能を券面に「番号」を記載した1枚のICカードに一元化し、ICカードの提示により、年金手帳、医療保険証、介護保険証等を提示したものとみなすこととすることで、利用者の利便性の向上を図ることができる。